

(令和4年5月17日適用)

入札心得書

- 1 南伊勢町低入札価格調査実施要綱の適用については、同低入札要綱第2条で定める金額以上の工事とする。
- 2 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札の方法並びに入札の無効の要件、その他入札、工事の施行についての必要な事項は、下記のとおりとする。
 - (1) 入札書の宛名は町長宛とし、1件ごとに作成して封書のうえ、入札者の氏名又は法人名及び工事名等を表記して、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。）自ら投函する。
 - (2) 入札書の氏名等の記載は、次のとおり取扱うものとする。
 - ① 入札者本人の住所、氏名（法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者氏名）が記載され押印のある入札書により入札する場合には委任状の提出は必要としない。
 - ② 代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に委任状を提出すること。なお、この場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。
 - (3) 入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。なお、違反が確認された場合は不正・不誠実な行為と見なす。
 - ① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - ② 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - ③ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 - (4) 入札執行回数は、1回を限度とする。ただし、予定価格事前公表をしない場合は、4回を限度とする。なお、郵便入札においては2回を限度とする。
 - (5) 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに、入札者を立ち合わせて行う。紙入札の参加者および入札保証金の必要な参加者がいない場合で、立会を希望する参加者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員の立会のもとに行う。
 - (6) 落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。

- この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員に引かせる。
- (7) 南伊勢町低入札価格調査実施要綱第3条に定める調査基準価格を下回る入札が行われた場合は次のとおり取り扱うものとする。
- ① 落札決定を保留し、同要綱に基づき調査を実施する。
この場合、基準価格を下回った入札を行った者は、上記調査に協力するものとする。
なお、同要綱に規定する見積内訳の検討に係る判断基準項目をすべて満たしていない者は失格とする。
 - ② 上記調査の結果、当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合には、最低価格入札者であっても、必ずしも落札者とならず、次順位者について判断する。
 - ③ 次順位者が、基準価格を下回った入札であった場合は、上記①②により調査をして判断し、また、次順位者が、予定価格以下で基準価格以上の入札であった場合は、落札者として決定する。
 - ④ 上記により、落札者が決定した場合は、入札参加者全員にその旨連絡する。
- (8) 次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。
- ① 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - ② 入札者が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。
 - ③ 入札者が他人の入札の代理をしたとき。
 - ④ 入札に際して談合等の不正行為があったとき。
 - ⑤ 入札保証金の額が南伊勢町会計規則第60条第1項に規定する額に満たないとき。
 - ⑥ 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。（郵便入札の場合は、指定された場所、日時に到着しないとき）
 - ⑦ 金額を訂正した入札をしたとき。
 - ⑧ 記名、押印を欠く入札をしたとき。
 - ⑨ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なとき。
 - ⑩ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (9) 指名競争入札において、応札者が1者であったとき入札を不調とする。
- (10) 開札後、入札書または内訳書に不備があり入札者が無効となった場合において、他の入札者が1者でも有効のものがあれば落札が成立する。
- (11) 適正な入札の執行を妨げたときは、その者は失格とする。
- (12) 入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。
- (13) 入札を辞退する場合は次により取り扱うものとする。
- ① 指名競争入札において、指名を受けた者は、入札書を投函するまでは、入札を辞退することができる。入札書の投函後にあつては、開札前であればやむを得ない理由がある場合に限り参加資格喪失届けの提出によりその者の応札を無効とすることができる。

なお、入札の辞退は、原則として事前に入札辞退届により行うものとする。

また、一般競争入札、公募型指名競争入札においては、参加申請後開札前であればやむを得ない場合に限り入札参加を辞退することができる。

ただし、緊急を要する場合には、電話等により辞退・参加資格喪失を届け、後日、入札辞退届・参加資格喪失届を提出しなければならない。

上記により、入札辞退届が受理された場合は辞退、参加資格喪失届けが受理された場合は（８）①によりその者の応札を無効として扱う。

② 入札を辞退した者は、このことを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、不正・不誠実な行為と判断される場合においてはこの限りではない。

(14) 落札決定が保留された場合においては落札候補者に限り配置予定技術者の他工事への配置予定等を制限するものとし、他工事の入札において配置予定技術者として申請している場合は、他工事について参加要件喪失届を提出しなければならない。

落札決定保留中に落札候補者以外の者が、他工事を落札するなど当該工事の参加資格を喪失した場合は、速やかに当該工事について参加資格喪失届を提出しなければならない。

(15) 入札に際して工事費内訳書が以下の各号のいずれかに該当する者の入札書については、南伊勢町会計規則第 6 5 条により無効とする。また提出した工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とする場合がある。

① 工事費内訳書を提出しないもの

② 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないもの

③ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの。

※注 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きと見なします。

④ 記載すべき項目が欠けているもの。

※注 記載すべき事項には、工事名・商号名称・代表者名も含まれます。

⑤ その他不備があるもの

(16) 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、建設業法第 2 6 条の規定に基づく技術者を配置しなければならない。

なお、同条第 3 項に定める政令第 2 7 条に規定する額以上の工事を施工する場合は専任の技術者を配置しなければならない。

(17) 共同企業体が入札する場合には、入札書を構成員全員の連名で記載し押印すること。

なお、共同企業体の代表者名で入札する場合には、他の構成員全員からの委任状を入札書投函前に提出すること。

(18) 南伊勢町低入札価格調査実施要綱第 3 条で定める調査基準価格に満たない額の入札をした者は低入札調査に協力しなければならない。

同低入札価格調査実施要綱第 3 条で定める調査基準価格に満たない額で契約をした者は、完成までの間、調査に協力しなければならない。

また、低入札価格調査実施要綱第 3 条で定める調査基準価格に満たない額で契約する場合、下記の適用を受ける。この場合、契約書に低入札価格調査実施要綱の事項を附加するものとする。

- ①建設業法上の専任技術者のほかに主任技術者若しくは監理技術者としての資格を有する専任の技術者2名を担当技術者として追加し工事現場への配置（第11条）
- ②契約保証金の額は、契約金額の百分の三十以上（第4条）
- (19) 建設工事で専任を要する主任技術者又は監理技術者について、次の基準日以前に3ヶ月以上の直接的恒常的な雇用関係にある者を配置すること。
 - ①公募による入札で事前に配置予定技術者の提出を求める場合は参加申請受付の最終日
 - ②公募による入札で事前に配置予定技術者の提出を求めない者及び公募によらない入札等の場合は契約日
- (20) 町議会の議決に付すべき契約において、仮契約の締結後、議会の議決までの間に、落札者（共同企業体の場合はその構成員をいう。次項において同じ。）が、南伊勢町から入札参加の資格制限または指名停止（以下「指名停止等」という）を受けた場合は、仮契約を解除し本契約を締結しないことがある。

また、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合には、本契約の締結を保留する。

 - ①指名停止措置基準の別表第1第2—1及び2「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合
 - ②指名停止措置基準の別表第1第2—3及び4「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けた場合
 - ③指名停止措置基準の別表第1第2—5及び6「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合
- (21) 前項に該当する工事以外の契約において、落札者が契約を締結するまでに、南伊勢町から入札参加の資格制限または指名停止（以下「指名停止等」という）を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

また、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合には、本契約の締結を保留する。

 - ①指名停止措置基準の別表第1第2—1及び2「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合
 - ②指名停止措置基準の別表第1第2—3及び4「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けた場合
 - ③指名停止措置基準の別表第1第2—5及び6「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合
- (22) 入札心得に定める規定により、落札決定を保留し又は仮契約若しくは契約を解除または締結しない場合、町は一切の損害賠償の責を負わない。
- (23) 入札に関する質問は、文書でのみ受付、電話・口頭など個別では受け付けない。

4 入札をした者は、入札後に於いて、この入札条件及び仕様書、図面等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。